

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		改正案					現行	
別表第一(第四条、第五条関係)								
十五 表第十五号 条例別	六 十四 (略)	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	又 出力が二万キロワ ット以上である発電 設備の新設を伴う太 陽電池発電所の変更 の工事の事業	五 条例別表 第五号に掲 げる事業の 種類	一 四 (略)	事業の 種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
							イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり
別表第一(第四条、第五条関係)								
十五 表第十五号 条例別	六 十四 (略)	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	(新設)	五 条例別表 第五号に掲 げる事業の 種類	一 四 (略)	事業の 種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
							イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり

十六 十九 (略)	業の種 に掲げる事	
	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>
(略)	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>

十六 十九 (略)	業の種 に掲げる事	
	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>
(略)	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>



二十三 ～ 二十六	二十二 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業	十七 ～ 二十一	十六 別表第一の五の項のロ又は又次に該当する対象事業	一 ～ 十五 (略)	対象事業の区分
(略)	(略)	(略)	発電設備の位置 対象事業実施区域の位置	(略)	事業の諸元
(略)	(略)	(略)	発電設備が百メートル以上移動しないこと。	(略)	手続を経ることを要しない変更の要件
二十二 ～ 二十五	二十一 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業	十六 ～ 二十	(新設)	一 ～ 十五 (略)	対象事業の区分
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	事業の諸元
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	手続を経ることを要しない変更の要件